

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○高島委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

早速ですが、質問に入らせていただきたいと思います。

きょうは、最初から野村不動産の記事に関して質疑が続いております。

私も、ちよつと事実関係をまず確かめたいと思うんですが、私、これはただ単に、二つ今、調査のこれが出てきたんですけれども、何か右のところ、一つは復命書と書いて番号が書いてあるんですね。こつちは整理番号と書いて番号が書いてあるんですけれども、これは何か違いがあるんですか。これはわかる方で結構なんです。

○山越政府参考人 申しわけございません。ちよつと今直ちにはお答えできません。

○尾辻委員 いや、何か普通、書式って一緒じゃないのかなど。様式一と書いていて、何で一個は復命書で、一個は整理番号なのか。これは、ただ

単に何でだろうかなと思つた次第であります。

あと、何かおもしろいのが、判こも違うんですよ。左が署長で、一つは副署長なんです、その隣が。でも、もう一個は次長なんです。これもおわかりになりますか。

○山越政府参考人 済みません。この副署長と次長でございますけれども、今、監督署は副署長と称しております、従前、次長と称しておりますので、同じ様式なんですけれども、昔の様式を使ったものがあつたということではないかと思つます。

○尾辻委員 昔の様式だからということで、非常に重要な書類だと思つて、これ。その重要な書類が、どうも書式が違つたり、ここが違うというの、ちよつとこれは書類としての信憑性というところにかかわるんじゃないかということを感じましたので、まず最初に指摘をしておきたいと思つます。

この調査復命書なんですけれども、きょうの朝日新聞で出ました記事があります。

まずお聞きしたいんですが、この記事に関して、大臣でも局長でもどちらでも結構ですが、厚生労働省として訂正の申入れなどをされる予定はありますでしょうか。

○加藤国務大臣 この事案にかかわらず、それぞれの記事については特段私どもコメントいたしませんし、したがって、一つ一つについて、これはどうだ、あれはどうだということをお聞き上げているつもりもございません。

○尾辻委員 じゃ、局長にも聞きますけれども、

局長は、これ、訂正を申し入れる予定はありますか。

○山越政府参考人 今、大臣がお答えされたとおりでございます。そういうことではないかというふうに思つます。

○尾辻委員 ということですので、厚生労働省としては、特段、この記事に対して、今のところ訂正を申し入れる、一つ一つのことには関与しないという感じでしたけれども、訂正はしないんだというような答弁だったかなと思つますので、それは確認をさせていただきました。

それで、ちよつと私も復命書というのを初めて知るものから、教えていただきたいんですけども、一つの方は、復命年月日というのが十二月六日で、決定の方も平成二十九年十二月ということになって、両方十二月なんです、復命と決定が。それで、もう片方の方は、復命の方が十月で決定が十二月ということで、これは二カ月あるということになるわけなんですけれども、一般的に、復命書というものと、この決定までには、大体平均どれぐらいかかるものなんでしょうか。

○山越政府参考人 これは一般論として申し上げたいと思つますが、調査復命書の、その復命の年月日と決定年月日に一定の期間が生ずる場合というのは、これはあり得る、あるものだと思います。

○尾辻委員 平均どれぐらいか、教えていただけますか。

○山越政府参考人 今申しましたように、一定期間、事案によってその期間が生ずる場合があると

いうふうを考えていますけれども、それがどのくらいかというデータは、私どもとして持ち合わせていないところでございます。

○尾辻委員 では、聞き方を変えましょう。

短いと大体どれぐらい、長いとどれぐらいですか。

○山越政府参考人 いろいろケースによりまして、千差万別だというふうに考えております。これは、一般的には、労働時間の認定に関しましては、その会社提出の資料だけでは確認できないような場合もございまして、多くの資料を精査して、確定をしております。関係資料が膨大な事案の場合には、労災基準を満たしているのか、それから、平均賃金の算定など、その確認を慎重に行うために時間がかかる場合があるわけでございます。（尾辻委員「いや、違うよ、違うよ、答えていないよ、復命書から認定だもの」と呼ぶ）

○高鳥委員長 尾辻かな子君、もう一度質問してください。（尾辻委員「答えになっていない、答えていない」と呼ぶ）

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 これは、復命書は、担当者が復命をした日、決定については、署長が最終的に決定した日でございます。その間に確認する事項が出てくることもございますので、ケースによっては、その間に日時を要する場合もあるわけでございます。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 これは、労災事件で、ケースによっても異なりますが、非常に短い場合は、すぐに出す場合もあれば、一週間ぐらい、即日という場合も、ケースによってはあるかもしれませんし、内部の手続でございます。

ただ、他方で、調査に更に日時を要する場合もございまして、そういった場合には数カ月、二カ月とかかかる場合もあるわけでございます。

○尾辻委員 平均を答えていただけませんけれども、これはちよつとまた聞きたいんです。

記事によると、復命年月日は、担当者が被災者の労働時間の調査や医師からの意見聴取を終えて、労災認定案をまとめた日付なんですよね。だからもう調査は終わっているはずなんですけれども、ちよつと局長のお答えと、その復命書、これをやったときと、ちよつと全然説明が違うんですけれども、これはどつちが正しいんですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げたいと思いません。

これは一般論として申し上げたいと思えますけれども、調査の復命があつてから、更に一定の事項を調査する場合がございまして。

例えば、労災認定の基準を本当に満たしているのかどうかとか、先ほど申しましたように、平均賃金がどうなっているか、そういったことについて確認を行う場合があるわけでございまして、担当者が復命書をまとめた以降でも、決定までに一定の時間を要することはあるわけでございます。

○尾辻委員 言いわけしているようにしか、申し

わけないですけれども、聞こえないんですよ。

でも、こっちはすぐに出ているわけですよ、十二月で。何でこれが十月から十二月になっているのか。この記事の中には、「三カ月近くかかるのは異例で、聞いたことがない」というものであります。これ、訂正されないということですから、「三カ月近くかかるのは異例で、聞いたことがない」、つまり、この野村不動産の過労死に関しては、非常に異例だということがこの新聞記事には書かれているということです。

今、局長からのお話を聞いても、納得のいく答えではありませんので、やはりこれは異例だったんじゃないかと思わざるを得ないということだと思います。

じゃ、聞きましょう。三カ月かかるのは異例ですか。

○山越政府参考人 一般論でお答えさせていただきますたいと思えますけれども、このくらいかかる事例はあるということでございます。

○尾辻委員 じゃ、委員長にお願いしたいんですけれども、平均どれぐらいか、そして、よくあるということなので、よくあるという証拠を示していただきたいと思うんですが、理事会でお諮りいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○尾辻委員 よくあるということをおっしゃっているんですから、よくあるという証拠を出していただければと思います。

次に行きます。

この資料の次に、二月十七日の文書が出てきて

入手しました。これはさつき初鹿委員もやりましてけれども、こういうふうを書いてあるわけですね。第二の一のところに、「過労死等に関する社会的状況と過労死等事案に係る基本的対応」はこうしなさいよということを書いてあるのは、過労死事案については、「本省とも情報の共有を図る必要がある。」というふうに書いております。わかりますか。第二の第一のところですね。二月十七日、労災発〇二一七第一号、お手元に配っております。新聞記事の次の書類ですね。

ここで、本省と情報の共有を図る必要があるというふうにありますけれども、これは、いつの段階で本省との共有を図るものなんですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

これは、いろいろな段階があるというふうに思っております。

○尾辻委員 いや、ですから、いつの段階ですかと聞いています。労災申請受理の段階なのか、労災の調査を開始した段階なのか、それともこの復命書を書いた段階なのか、それとも最後に決定をした段階なのか。この四つの段階、どこに当たりますか。

○山越政府参考人 今、御質問いただきました点でございますけれども、社会的に注目を集める可能性が高いというものを報告していただくことになっておりますので、そういった段階、いろいろな段階があるわけでございます。

○尾辻委員 答えていないので、もう一度答弁ください。

○山越政府参考人 今おっしゃった中の、それぞれ

れの段階で報告されるもの、それぞれあるということだというふうに思っております。

○尾辻委員 マニュアルはないんですか。これは勝手に、ではこの調査官ですか、事務官の方が、このときに共有しようと思ったときに、ただ共有すればいいというのが、この通知文書だということですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

これは特に時期については指示をしていないわけでございます。これは社会的に注目を集める可能性が高いと地方局の方で判断した場合に報告がされるといいう仕組みでございますので、それはいろいろな段階で報告される可能性があり得るものでございます。

○尾辻委員 非常に曖昧ですね。こんなに社会的に大事なものを共有しろと言っているのに、どの段階で共有するものなのか、私たちに示してもいただけないというのは、これは答弁としていかなものかと言わざるを得ないですし、どの順番で、ではこれは共有されているのか。そしてそれが、過労死事案が起こったときに、本省として、いつどの時点で何をやるのかは、これでは全くわかりません。

じゃ、本省にというふうに書いていますけれども、これは本省の誰と共有するものですか。

○山越政府参考人 この報告は、担当部署の方に報告をしていただくということとなっているものでございます。

○尾辻委員 担当部署というのは、お一人なんですか、それとも課長まで上がるんですか、それと

も局長まで上がるものなんですか。

○山越政府参考人 労働基準局の中に労災補償を担当する部門がございまして、課室がございまして、そちらの方に報告が来る仕組みになっております。

○尾辻委員 ということは、本省の方は、過労死のことは、こういう社会的に注目を集める可能性の高いものは共有されているということだということに認識をしたいと思います。ですので、本省の中で、では共有がどこまで広がったのかということが、例えば野村不動産であっても、これは非常に大事なところになると思うんですね。

次のところで、ちよつと事実確認したいと思いますが、きょう、理事会に、野村不動産に係る過労死認定に関する加藤厚生労働大臣及び安倍内閣総理大臣への報告についてというのが出ましたね。これはお持ちでしょうか。ちよつと理事の方で渡していただけないですか。これについてお聞きしたいと思います。

これは、きょうやつと、二週間かかって出てきたものなんですけれども、山井委員が要求をしていたものでありますけれども、一番にはこう書いてあります。平成三十年三月五日、参議院予算委員会において、野村不動産株式会社の労災支給決定についての質疑が行われることが予想されたことから、厚生労働省労働基準局職員から加藤厚生労働大臣に報告をしている、報告した資料については別添一のとおりであるということ、めぐる、別添一に、労災認定についてということがあ

大臣、これ、三月五日、参議院予算委員会を持っておられましたか。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○加藤国務大臣 ちよつとその前に、先ほど局長の方から、復命して、それから実際の決定した時間について、正直言ってみてもデータを持っていませんので、それについて、やや、ちよつと状況判断を含むような発言があったと思いますが、あるということはあると思うんですけども、どのぐらいあるか等については、やはり調べた上で申し上げなければ正確性を欠くと思いますので、その点、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、今のお話でありますけれども、ちよつとそのときのことを今思い出すということはなかなか難しいんですけども、私が確認した範囲では、これは想定問答、当日の想定問答をずっと、きょうもやるわけでありませうけれども、そのとき、いわばレクのとときに、あわせてこの資料も入っていた、こういうふうには認識しております。

○尾辻委員 ということは、三月五日の石橋委員の質問の際には、既にこの労災認定についてということをお話して知っていたということになりますよね。いいですか。

○加藤国務大臣 そのときにレクを受けていたということでありませう。レクというか、質問レクの中の一環として話を聞いていたということでありませう。

○尾辻委員 そうやって見ると、実は、その三月五日の石橋委員の質問の答えに加藤厚生労働大臣

は、石橋通宏さんが「加藤厚生労働大臣はもちろん知っておられたんでしょね。」と聞いておられます。そうすると、「それぞれ労災で亡くなった方の状況について逐一私のところに報告が上がってくるわけではございませんので、一つ一つについてそのタイミングで知っていたのかと言われれば、承知をしております。」というお答えをされております。

先ほどの、最初に、もうレクの答弁聴取のときに知っていたということと石橋委員に言っている発言は、食い違うことになりませんか。

○加藤国務大臣 いや、ですから、そもそも前提として、個別の労災事案についてはお話はできないので、一般論として答えをさせていただいている中で、一般論として申し上げれば、逐一上がってくるわけではありませうということをお話申し上げただけでございます。

○尾辻委員 それは余りに石橋委員に失礼ではないですか。それだったら、そのとおりに答えていただければいいじゃないですか。

その後、石橋委員は「知っておられなかったと、この事案。」というふうにおっしゃっているわけですね。つまり、大臣の発言を、参議院の石橋さんは、知っていなかったという発言に捉えられたということでありませう。それに、「承知をしております。」とお答えいただいているわけですから、これは非常にそごを来していると言わざるを得ないと思えますけれども、いかがですか。

○加藤国務大臣 ですから、そこで一つ一つについてとは申し上げておりますので、あくまでも一

般論を申し上げておりますし、当該事案についてあるとかないとかということはお話申し上げられないので、そういった言い方をさせていただいたということでありませう。

○尾辻委員 いや、そんな、非常に不誠実な答えだと思えますよ。それだったら、ちゃんと、個人の情報がありますから答えられませんと言えはいじやないですか。

なぜこのような曖昧な答えをされるんですか。

○加藤国務大臣 それは、前提としてお話をさせていただいているということで、これまで一貫して私ども、個人情報については申し上げられないということは申し上げてきたわけでありませう。

○尾辻委員 いや、だから、そのときにそうやって個人情報と言っていたら、また話は違ふんですよ。これは、非常に誤解を与えたまま話が行っているということは指摘をしたいと思います。

そして、もう一つこのときに出てきました。二です、安倍内閣総理大臣への報告ということの文書が出てきました。読み上げます。

平成三十年三月五日参議院予算委員会の質疑に関連して、厚生労働省労働基準局職員から首相官邸に資料を送付し、その後、しかるべく総理大臣まで報告されたものと考えている、首相官邸に報告した資料については別添二のとおりだということになっております。メールですね、メールが月曜日十時五十四分に送られております、労働基準監督から。

おめくりいただきますと、問いがあるんですよ。これは答弁ですよ、答弁の準備資料ですよ

ね。次に、めくっていただいても、これは答弁の資料であります。

このときに、安倍総理は、「特別指導については報告を受けておりましたが、今の御指摘」、つまり過労死を知っていたかということについては、「報告は受けておりません。」とお答えになっております。

でも、答弁資料があるわけですよ。これはどういうことでしょうか。

○橋本委員長代理 どなたが答弁されますか。（尾辻委員「とめてください。誰か答えられるまでとめてください」と呼ぶ）

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○橋本委員長代理 速記を起こしてください。

山越労働基準局長、答弁をお願いします。（発言する者あり）御静粛にお願いします。

○山越政府参考人 今御指摘をいただいているのは資料の二だと思えますけれども、これは三月五日に御報告をしたものだというふうに思います。ですから、そのときに報告をしたということかと思っております。

○加藤国務大臣 委員の御指摘されたのは三月五日の、ちよっと今議事録を読ませていただきますが、石橋委員からは、特別指導の結果を公表された十二月二十六日、その日に労災認定が出ていたということですが、その事実は御存じでしたかと言っているんですね。ですから、十二月二十六日の話をされているのではないのでしょうか。

○尾辻委員 いや、ちよっと待ってください。こ

こに十二月二十六日労災認定と書いてあるんですね。だから、二十六日に知っていたかというのですか、を答えたというふうに言っているしやるということですか。

○橋本委員長代理 それは、質問者の意図を尋ねていらつしやるんですか。

ごめんなさい、もう一回質問してください。

○尾辻委員 では、もう一度質問します。三月五日、内閣総理大臣が、特別指導は報告を受けておりましたが、今の御指摘については報告を受けておりませんということは、この過労死について、安倍総理はこの時点で知らなかったという答弁ですか。

○加藤国務大臣 ですから、十二月二十六日の時点においては、特別指導については報告を受けているけれども、この労災認定に関しては報告を受けていない、こういう答弁ですね。

○尾辻委員 大臣の話だと、では、このときに、ただ、総理はこれを持っておられて、過労死を、あったということは知っていらつしやったという理解でよろしいですか。

○橋本委員長代理 ごめんなさい、念のため確認しますが、いつの時点で知っていたのかということとをちよっと問うてください。

○尾辻委員 三月五日の時点で安倍総理はこれを知っていたのかということですか。

○加藤国務大臣 ですから、きょうお出しさせていただいているように、三月五日の段階でこういう資料が官邸に、これは多分想定問答でありますから、想定問答として総理のところへ上がって

ったのではないかと、こういうことでもあります。

○尾辻委員 ということは、三月五日の時点で、実は加藤厚生労働大臣も知っていた、安倍総理も知っていた。けれども、石橋委員に対しては加藤大臣は、そのタイミングで知っていたのかと言われれば承知をしていない、逐一というような形で過労死認定を知っていたかどうかは答えられなかった、お答えにならなかったということになるかと思うんですね。

これは、本来であれば、私たちがずっとこの話をなげしているのかというと、野村不動産の裁量労働制に対する特別指導というこの端緒が何であったかは、これはやはり非常にその事件をどういうふうに見るかということになるんですよ。過労死で初めて違法な裁量労働制の適用がわかったということであれば、これはやはり大問題なわけです。その大問題なことを全く隠したまま、今までほかの委員に対しても野村不動産にはちゃんと指導したんだという一方のことしか言っていないというのは、これは余りに公平性に欠けるんじゃないか。

本来、私が思うに、もともと野村不動産の違法の裁量労働制の適用がわかった、過労死であったということであれば、なぜ裁量労働制の拡大をしようとしたのか、ここは私は本当に理解に苦しむんですよ。本来であれば、たしか二〇〇五年から十三年間ぐらいずっと違法適用が続いていたわけです、それを全くわからなかった制度、そういうところの何の反省もないままに、よく拡大というものを私たちに提案されたというところに、私

は非常に憤りを覚えていますし、これはおかしいんじゃないですかという思いがしております。というところで、ここは確認をしておきたいと思えます。

ちよつとお聞きしたいんですけども、この別添一の資料でもいいですし、別添二の資料、例えば、牧原副大臣、これを見たことはありますか。この別添一でも別添二でも結構ですけれども、見たことはありますか。

○**牧原副大臣** 先ほどまで拝見をしたことはございません。

○**尾辻委員** そうしたら、山越局長に聞きますけれども、山越局長、これはいつから見たことがありますか。

○**山越政府参考人** この別添二の資料でございますけれども、これを承知したのは最近でございます。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○**尾辻委員** いや、別添一も。

○**高島委員長** 別添一について。

山越労働基準局長。

○**山越政府参考人** ちよつとそれは、この別添一についてははつきりわかりませんけれども、このときに労災の支給決定がされたということは、私は一応承知しております。

○**尾辻委員** その日というのは、十二月二十六日ということですか。

○**山越政府参考人** 私がその労災の支給決定、野村不動産について報告を受けたのは、恐らく一月中なのではないかというふうに思っております。

○**尾辻委員** 一月中に、ではこういうのを見たということですかね。

○**山越政府参考人** このペーパーではないですが、報告を受けていたということでございます。

○**尾辻委員** 一月に知っていたやつを、それでは、大臣に報告をされていますか。

○**山越政府参考人** この労災の支給決定について大臣に報告をいたしましたのは、三月の五日だったというふうに考えております。

○**尾辻委員** ということは、局長、では、一月に知られて、ほかの副大臣や政務官や、ほかの局長でもいいです、誰にも言わずに、局長でとめていたということですか。

○**山越政府参考人** その一月の時点でどなたに報告したかということ、ちよつと今の時点で正確にお答えできませんけれども、一応、私のところまでは報告があったということだというふうに思っております。

○**尾辻委員** どこまでかはわからないけれども大臣には報告していないということはわかっているという、何かどこかで聞いたことがあるような答えだと思えますけれども、ここは時系列、非常に大事だと思います。

こんな大きなことを、では、山越局長お一人ですつととめていたわけですか、この裁量労働制の議論が今からずつと入る中で、そういうことよろしいですか。

○**山越政府参考人** 労災の支給決定について私へ報告があったのは先ほど御答弁したとおりでございます。そういう状況であるというふうに認識

をしております。（尾辻委員「いや、答えていない」と呼ぶ）

○**高島委員長** 尾辻かな子君。もう一度、済みません、質問してください。

○**尾辻委員** では、一月時点で局長は知っておられたということですが、それを、では、大臣にも、政務官にも、そして副大臣にも、そして参事官とか審議官とか、誰にもおっしゃらなかったということよろしいですか。

○**山越政府参考人** これは私自身も報告を受けていたということでありませぬけれども、一月中にです。その時点で、大臣には、この支給決定については報告はされております。三月五日に大臣には報告させていただいたということですよ。

○**尾辻委員** 大臣以外に、誰にも報告していないということよろしいですか。

○**山越政府参考人** 私からは、政務官、副大臣には御報告しておりませぬ。（尾辻委員「いや、以外、以外」と呼ぶ）私から報告したということは、この支給決定についてはございません。

○**尾辻委員** 今の御答弁を全部聞くと、一月には局長は知っていた、この大事な案件を局長はずつと一人で抱えておられて、三月の五日に初めて大臣におっしゃったということになるということだと思えます。にわかには信じられませぬけれども、本当、にわかには信じられないですけれども、もうこれで確定の答弁ということよろしいですか。ですから、加藤大臣には三月五日に初めて報告をしたということよろしいですか。

○**山越政府参考人** 野村不動産について、労災支

給決定について大臣に報告を上げさせていた
たのは三月五日です。

○尾辻委員 わかりました。

じゃ、過労死の認定、認定を……（加藤 国務大臣「一緒だ」と呼ぶ）まあ一緒ですけども、過労死認定を知ったのはいつですか。過労死……（発言する者あり）労災申請はたしか二年前の春にやっているかと思うんですけども、それを知ったのはいつですか。じゃ、申請を知ったのはいつか教えてください。

○山越政府参考人 私どもがお答えさせていただいているのは、これは過労死の個別事案に関する事項でございますので、遺族の方から同意があった範囲でお答えさせていただいているわけでございます。また、その範囲でお答えさせていただいたのは、先ほどのとおりでございます。

○尾辻委員 何かごまかされているような気がしてならないんですけども。

ちよつと、私もほかの質問もさせていただきたいので、また次の委員の皆さんに追及をお願いしたいと思います。

今回、働き方改革ということなので、これは重要な法案だと思っておりますので、そのことのみ事実関係を聞いていきたいと思えます。

済みません、牧原副大臣にはセクハラのことを聞きたいということでやっていたんですが、ちよつと先に長時間労働の方をやらせていただきましたと思います。申しわけございません。

長時間労働規制を今回されるということなんですけれども、非常にわかりにくいんですね。時間

外労働と休日労働が入りまじってしまっていて、年間の上限が、例えば、七百二十とあるんですけども、これは時間外だけなんですよね。休日は含まれないわけなんです。

ちよつとその確認なんですけれども、この働き方改革の法律案で、制度上、年間の上限は九百六十時間、私が計算すると九百六十時間なんです、これで合っていますか。どなたでも、お答えいただける方で。（発言する者あり）

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 済みません。

休日労働を含みますと、九百六十時間ということになり得ると思います。

○尾辻委員 非常にややこしいんです。

時間外と休日と、単月の上限があったり、二カ月から六カ月の上限であったり。とにかく、全ての労働者に係るものがこれほどわかりにくくていいのかということも思っているんですね。

一つ、長時間労働の妥当性というところで、司法との解釈がちよつと分かれるんじゃないかと私は思っているんです。

それが、ウインザーホテル事件札幌高裁判決というのが平成二十四年十月十九日に出ています。そこでは、判決文が、月九十五時間分の時間外労働義務は、労基法三十六条の規定を無意味なものとするばかりでなく、安全配慮義務に違反し、公序良俗に反するおそれさえあるというべきである。

つまり、九十五時間ということが、司法は公序良俗に反するおそれがあるというふうに言っている。

穂波事件というのもあります。平成二十七年十月二十二日に判決があります。月八十三時間の残業は、三六協定で定めることができる労働時間の上限の月四十五時間の二倍近い長時間であり、相当な長時間労働を強いる根拠になるものであって、公序良俗に違反すると言わざるを得ないというふうに言っているわけです。つまり、ここでは八十三時間というのが公序良俗に違反すると言わざるを得ないという判決が出ているわけです。

ということは、これから単月の上限が、時間外労働百時間になるわけですよ。八十時間か、平均であれば。これは、裁判所は八十三時間や九十五時間で公序良俗に反すると言っているんですけども、また司法から公序良俗に反すると言われませんか。

○山越政府参考人 公助良俗違反と判断するかどうかというのは、これは裁判上の問題でございますけれども、私どもといたしましては、今回の上限規制でございますけれども、これまで青天井になつておりました時間外労働につきまして罰則つきの上限を課すものでございまして、さらに、この上限に、いっぱいということではなくて、可能な限り労働時間の延長を短くするために新たに指針を定めて助言指導を行うこととしておりまして、このようなことから、私どもとして、一カ月百時間、あるいは二カ月とか六カ月平均で八十時間といった長時間労働を安易に認めていこう、こういうことではもちろんございませぬ。

○尾辻委員　でも、そこを上限にしているわけですから、認めているということなので、安易に認めているわけではないという答弁は何かおかしいと思うんですけども。

逆に、今言いましたけれども、こつちが八十時間、百時間と法律で決めたら、司法は公序良俗に反すると今度は言えなくなってしまうかもしれないわけですね。これは後退になることもあるんじゃないですかということを指摘をしておきたいと思っています。

本当は高度プロフェッショナル制度を次にやりたかったんです。それは、長時間労働規制と高度プロフェッショナル制度なんて一緒にできない。先ほどおっしゃるように、上にふたをしているのに、労働時間規制を外して、いわば鍋の下から穴をあけてというのは、全然意味がわからないんですね。このことについてもたくさん聞きたいことがあったんですが、質疑時間が終了したということなので、また引き続き質問をしていきたいと思っています。

私たち、高度プロフェッショナル制度については絶対に認められない、過労死がふえることは間違いないということを指摘をして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。